

町田市地域包括支援センター運営協議会設置要綱の一部を改正する要綱

町田市地域包括支援センター運営協議会設置要綱（2006年4月1日施行）の一部を次のように改正します。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正します。

改正後	改正前
<p>第1 設置</p> <p>介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第2項の規定に基づき設置する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の公正及び中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、町田市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。</p> <p>第2 役割</p> <p>運営協議会は、次に掲げる<u>事項について検討し、その結果を市長に報告する。</u></p> <p>(1) センターの設置、変更及び廃止に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) センターの業務の委託に関する<u>こと。</u></p>	<p>第1 設置</p> <p>介護保険法（平成9年法律第123号。<u>以下「法」という。</u>）第115条の46第2項の規定に基づき設置する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の公正及び中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、町田市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。</p> <p>第2 所掌事項等</p> <p>1 <u>運営協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) センターの設置等に係る次に掲げる<u>事項の承認</u></p> <p>ア <u>センターが担当する生活圏域の設定に関すること。</u></p> <p>イ <u>センターの設置、変更及び廃止に関すること。</u></p> <p>ウ <u>法第115条の47に規定する者に対する事業の委託及び委託先の変更に関すること。</u></p> <p>エ <u>ウの規定により事業を委託した者が実施する予防給付に係る事業に関すること。</u></p> <p>オ <u>予防給付に係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所の選定に関すること。</u></p> <p>カ <u>アからオまでに掲げるもののほか、センターの設置等に関し運営協議会が必要と認める事項</u></p>

(3) センターの職員の配置基準に関すること。

(4) センターの業務に係る方針に関すること。

(5) センターの運営、事業内容等の評価に関すること。

(6) センターの職員の確保に関すること。

(7) 地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築等に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

### 第3 組織

1 略

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長

(2) センターの運営に関すること。

(3) センターの職員確保に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、センターの事業を支える地域資源の開発その他センターの事業を充実させるために運営協議会が必要と認める事項

2 運営協議会は、前項第2号に規定するセンターの運営に関する協議に資するため、毎年度各センターから次に掲げる書類の提出を受けるものとする。

(1) 当該年度の事業計画書及び収支予算書

(2) 前年度の事業報告書及び収支決算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、運営協議会が必要と認める書類

3 運営協議会は、前項第2号の事業報告書及び次に掲げる事項を勘案して必要な基準を作成した上で、定期的又は必要と認めるときに、センターの事業の内容を評価するものとする。

(1) センターが作成するケアプランに関し、サービスを提供する事業者による偏りの有無

(2) センターが作成するケアプランに関し、提供するサービスの適性度

(3) 前2号に掲げるもののほか、総合相談事業、権利擁護事業、包括的・継続的マネジメント事業等に関し地域の实情に応じて必要と認める事項

### 第3 組織

1 略

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長

が委嘱する。 (1) 介護保険の被保険者 <u>2人以内</u> (2) 介護サービス及び介護予防サービスの事業者 <u>2人以内</u> (3) 地域における保健・医療・福祉関係者 <u>3人以内</u> (4) 学識経験者 <u>3人以内</u>	が委嘱する。 (1) 介護保険の被保険者 (2) 介護サービス及び介護予防サービスの事業者 (3) 地域における保健・医療・福祉関係者 (4) 学識経験者
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この要綱は、2025年5月15日から施行する。